



TaxFlash

2025年8月 / 第11号



ページ 1

暗号資産取引に関する新しい税規則

ページ 5

金地金に関するPPh第22条の新しい課税ルールについて

暗号資産取引に関する新しい税規則

暗号資産に関する税規則は、以前はPMK-68¹で規定されており、後にPMK-81によって改正されました。その中で、暗号資産はデジタル形態の無形商品として定義されています。暗号資産取引の以前の税処理についての詳細は、[TaxFlash No.11/2022](#)をご参考ください。

UU-4²では、暗号資産がデジタル金融資産の定義に該当すると規定されています。その結果、GR-49³により規制権限が商品先物取引監督庁(Badan Pengawas Perdagangan Berjangka Komoditi、以下「Bappebti」)から金融庁(Otoritas Jasa Keuangan、以下「OJK」)に移管されました。

これに続いて、財務大臣(MoF)は2025年7月28日にPMK-50⁴を発行し、暗号資産取引の税務処理を、新しい定義に基づき調整しました。従来はBappebtiの監督下にある商品として扱われていましたが、今後はOJKの監督下にあるデジタル金融資産として扱われます。同日にMoFはPMK-54⁵も発行し、PMK-81の該当条項を削除しました。これらの条項はPMK-50によって改正されています。

付加価値税(VAT)の取り扱い

暗号資産の定義がデジタル金融資産に変わったことにより、暗号資産の販売に対するVATの取り扱いも変更されました。

- 財務大臣規則2022年第68号(PMK-68)2022年3月30日公布、2022年5月1日発効。その後、コア税務システム導入に伴い、財務大臣規則2024年第81号(PMK-81)2024年10月18日公布、2025年1月1日発効で調整。さらに、財務大臣規則2025年第11号(PMK-11)2025年2月4日公布・発効により改正。
- 法律2023年第4号(UU-4)2023年1月12日公布・発効
- 政府規則2024年第49号(GR-49)2024年12月31日公布・発効
- 財務大臣規則2025年第50号(PMK-50)2025年7月28日公布、2025年8月1日発効
- 財務大臣規則2025年第54号(PMK-54)2025年7月28日公布、2025年8月1日発効



以前はVATの対象でしたが、今後は非課税となります。ただし、関連するサービスは依然としてVATの対象となります。この点に関して、MoFは同日にPMK-53⁶を発行し、暗号資産の提供に関するVATの取り扱いを定めたPMK-81の該当条項を削除しました。

PMK-50では、VATの規則が以下の2つのカテゴリーに分けられています。

1. 非VAT対象の提供 – 暗号資産の提供に適用される。これは現在、証券と同等と見なされている。
2. VAT対象の提供 – 以下に対する提供に適用される。
 - a. 電子商取引市場(Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik、以下「PPMSE」)による暗号資産取引のための電子チャネルの提供

このサービスからの手数料や料金に対するVATの取り扱いは変更されない。これらはPPMSEによって徴収され、その他の価値(Dasar Pengenaan Pajak Nilai Lain)として11/12を乗じた12%のVAT率が適用され、実質的な税率は11%になる。このサービスに対して発行される商業請求書は、VAT請求書と同等の書類と見なされる。

b. 暗号資産マイナーによる暗号資産取引検証サービス

このサービスに対するVATは暗号資産マイナーによって徴収され、納付される。暗号資産マイナーが受け取る暗号資産の価値(暗号資産システムからのブロック報酬を含む)に対して、実効VAT率は2.2%(20% x 11/12 x 12%)が適用される。

暗号資産マイナーは、このサービスの提供に関して、小売業者(Pedagang Eceran)制度の下でVAT請求書を発行することができる。この制度では、VAT請求書において購入者の名前や販売者の署名の省略が許可されている。

上記のVAT対象サービスの料金が外国通貨や暗号資産で支払われる場合、VAT課税基準をルピアに換算するルールはほぼ同じままです。ただし、暗号資産の価値については、VAT支払い期限前に行われた暗号資産販売の価値を使用して換算することも可能です。

PMK-50においては、以前PMK-68で規定されていた暗号資産先物取引所が、デジタル金融資産取引所運営者に変更されることが明確になりました。このデジタル金融資産取引所運営者は、デジタル金融資産(暗号資産を含む)の取引に関する活動を促進するためのシステムや施設を提供・運営する事業体として定義されています。また、その取引に関する報告を提供することも含まれます。

所得税の取り扱い

暗号資産販売者、PPMSE、または暗号資産マイナーが受け取った、または取得した所得は、所得税の対象となります。



暗号資産販売者に対する所得税

PMK-50では、暗号資産取引から得られる暗号資産販売者(販売者)の所得は、最終所得税第22条の対象となると規定されています。適用される税率は、取引を促進するPPMSEに依存します。

1. 国内PPMSE(デジタル金融資産トレーダー)
 - a. 一般的なPPMSE - OJKによって許可されている場合
 - **0.21%**の最終所得税第22条がPPMSEによって徴収、納付、および報告される。
 - ただし、売り手が租税条約を締結している国に居住する外国納税者であり、インドネシアが課税権を持たない場合は、免除が適用される。この免除を受けるには、居住証明書をPPMSEに提出する必要がある。
 - b. 限定サービスPPMSE
 - **0.21%**の最終所得税第22条は、販売者自身が納付し、統合月次所得税申告書で報告する(以前は、検証された税金の支払いが税務報告として機能した)。
 - 限定サービスPPMSEとは、電子ウォレットサービスを提供するだけで、買い手と売り手をつなぐ、または暗号資産取引を促進しないPPMSEを指す。
2. 外国PPMSE
 - a. PPh 22の収納事業者として指定されたPPMSE
 - **1%**の最終所得税第22条は、PPMSEによって徴収、納付、および報告される。
 - PPMSEが税金の徴収義務を果たさない場合、販売者は自主納付し、統合月次所得税申告書で報告する必要がある。
 - 所得が外国で所得税の課税対象となった場合、その税金はインドネシアで支払うべき所得税に対して控除されることはない。
 - b. 指定されていないPPMSE
 - **1%**の最終所得税第22条は、販売者自身が納付し、統合月次所得税申告書で報告する。

上記の取り扱いは、PPMSEや暗号資産マイナーが他のPPMSEによって提供される電子チャネルを通じて販売者として自身のために所得を受け取った場合にも適用されます。

取引価値の決定、課税事象、および統合税控除・収納伝票の作成、納付、報告に関する規則は、以前の規則から大きな変更はありません。

外国PPMSEをPPh 22の収納事業者として任命

海外に居住または所在するPPMSEは、以下の条件を満たす場合に、財務大臣によってPPh 22収納事業者として任命され、暗号資産取引に関連する暗号資産販売者の所得について税金を徴収、納付、および報告することができます。

- a) インドネシアの販売者との取引価値を持ち、または一定の閾値を超えるトラフィックまたはユーザーアクセスを12ヶ月以内に持つ場合、または



b) 税金の収納者として任命されることを選び、その任命通知を国税総局に提出することによって収納者としての任命を受けた場合。

上記のポイントaにおける閾値の決定および外国PPMSEをPPh 22収納事業者として任命する権限は、国税総局に委任されています。国税総局は、納税者識別番号を発行し、PPMSEを税金収納者として任命するための決定を下すことができます。この任命は、決定日の翌月の初めに発効します。

PMK-50では、インドネシア国内の販売者またはサービス利用者を、以下のいずれかの条件を満たす個人または法人と定義しています:

- a) インドネシアに居住または所在地を有する者(例: ユーザーの連絡先または請求先住所がインドネシアである場合、ウェブサイトやシステム上の登録時に選択された国がインドネシアである場合、または課税者により提供・指定された国がインドネシアである場合)
- b) インドネシア国内の金融機関が提供するデビットカード、クレジットカード、その他の決済手段を使用して支払いを行う者、および・または
- c) インドネシアに所在するインターネットプロトコル(IP)アドレス、またはインドネシアの国番号が付された電話番号を使用して取引を行う者

PPMSEによる暗号資産取引の電子チャネル提供に関する所得税の取扱い

暗号資産取引に関する電子チャネルを提供するサービスに対する所得税の取扱いは、従来と変更されておりません。このようなサービスから得られる収入は源泉徴収の対象ではなく、通常の所得税率が適用され、PPMSEの年間所得税申告にて報告する必要があります。

PPMSEの収入範囲には、暗号資産取引のための電子チャネルの提供、入出金サービス、電子ウォレット間の暗号資産の移転、暗号資産の保管メディアまたは電子ウォレットの提供および管理、その他暗号資産に関するサービスから得られる収入が含まれます。

暗号資産マイナーの所得に対する所得税の取扱い

PMK-50では、暗号資産マイナーが得る収入は通常の所得税率の適用対象であり、2026年度から年間所得税申告にて報告することが義務付けられています。従前の規定では、これらの収入は0.1%のPPh 22最終税率の対象でした。

暗号資産マイナーの収入範囲には、暗号資産システムから得られるブロック報酬、取引検証手数料、その他の関連収入、またはそれ以外の収入が含まれます。



金地金に関するPPh第22条の新しい課税ルールについて

2025年7月28日、財務省はPMK-51⁷を発行し、物品の引渡し、輸入取引、その他の事業活動に対するPPh 22(Pajak Penghasilan Pasal 22、以下「PPh 22」)の徴収に関する新たな規定を定めました。本規則では、金地金に対する課税の適用範囲が見直され、輸入取引および一部の国内取引が対象となります。

PMK-51により、PPh 22の徴収義務者の範囲が拡大されました。これにより、金融サービス機関のうち、OJKから認可を受けた金地金取引事業者(ライセンス取得LJKブリオン)が、金地金の購入に係る支払に関してPPh 22の徴収義務者として指定されます。

本規定に基づき、金地金に対するPPh 22の徴収は以下の取引に適用されます。

a. 金地金の輸入

輸入時には、関税総局が輸入価額に対して0.25%の税率でPPh 22を徴収する。これは、輸入者識別番号(Angka Pengenal Impor)の有無にかかわらず適用される。対象となる金地金の種類はPMK-51に添付されている。

b. ライセンス取得LJKブリオンによる金地金の購入

LJKブリオンは、購入価額(VATを除く)に対して0.25%の税率でPPh 22を徴収する。VATは購入時に課税される。なお、取引金額がVATを除き1,000万ルピア以下であり、かつ分割払いによる大口取引でない場合、PPh 22の徴収は免除され、税金免除申請書(Surat Keterangan Bebas、以下「SKB」)の提出は不要。

金地金取引におけるPPh 22の徴収は、最終課税ではなく、徴収対象者の税額控除として利用することができます。

同日、財務省はPMK-54も発行し、PMK-81を改正して、PMK-51により置き換えられた関連条項を削除しました。

さらに、PMK-51とは別に、財務省は同日にPMK-52⁸を発行しました。これはPMK-48⁹の改正であり、宝飾品または金地金事業者による金地金販売に対するPPh 22の徴収を規定しています。PMK-52では、新たにライセンス取得LJKブリオンを、宝飾品または金地金事業者によるPPh 22徴収の対象外とすることが追加されました。

7. 財務大臣規則2025年第51号（PMK-51）2025年7月28日公布、2025年8月1日発効

8. 財務大臣規則2025年第52号（PMK-52）2025年7月28日公布、2025年8月1日発効

9. 財務大臣規則2023年第48号（PMK-48）2023年4月28日公布、2023年5月1日発効

輸出目的の金製品製造のための金地金輸入に関する経過規定

PMK-81では、輸出用の金製品を製造するために輸入される金地金について、国税総局へのSKB申請によりPPh 22の免除が認められていました。しかし、PMK-51ではこの免除制度は廃止されました。これに関連して、PMK-51は、すでに発行されたSKBは記載された有効期限まで有効であることを明確にしています。また、申請済みでまだ発行されていないSKBについては、PMK-81に基づき引き続き処理され、発行後はSKBに記載された有効期限まで有効となります。





Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis abdullah.azis@pwc.com	Gerardus Mahendra gerardus.mahendra@pwc.com	Peter Hohtoulas peter.hohtoulas@pwc.com
Adi Poernomo adi.poernomo-c@pwc.com	Hasan Chandra hasan.chandra@pwc.com	Raemon Utama raemon.utama@pwc.com
Adi Pratikto adi.pratikto@pwc.com	Hendra Lie hendra.lie@pwc.com	Raka Putra raka.putra@pwc.com
Adrian Hanif adrian.hanif@pwc.com	Hisni Jesica hisni.j.jesica@pwc.com	Riyadi riyadi.riyadi-c@pwc.com
Alexander Lukito alexander.lukito@pwc.com	Hyang Augustiana hyang.augustiana@pwc.com	Runi Tusita runi.tusita@pwc.com
Aman Santosa aman.santosa-c@pwc.com	Irene Satyanagara irene.satyanagara@pwc.com	Ryuji Sugawara ryuji.sugawara@pwc.com
Andrias Hendrik andrias.hendrik@pwc.com	Kianwei Chong kianwei.chong@pwc.com	Sukma Alam sukma.alam-c@pwc.com
Angeline angeline.angeline@pwc.com	Lukman Budiman lukman.budiman@pwc.com	Surendro Supriyadi surendro.supriyadi-c@pwc.com
Anton Manik anton.a.manik@pwc.com	Made Natawidnyana made.natawidnyana@pwc.com	Susetyo Putranto susetyo.putranto@pwc.com
Antonius Sanyojaya antonius.sanyojaya@pwc.com	Margie Margaret margie.margaret@pwc.com	Sutrisno Ali sutrisno.ali-c@pwc.com
Avinash Rao a.rao@pwc.com	Marlina Kamal marlina.kamal@pwc.com	Suyanti Halim suyanti.halim@pwc.com
Ay Tjhing Phan ay.tjhing.phan@pwc.com	Nicholas Sugito nicholas.sugito@pwc.com	Tjen She Siung tjen.she.siung@pwc.com
Brian Arnold brian.arnold@pwc.com	Nikolas Handradjid nikolas.handradjid@pwc.com	Turino Suyatman turino.suyatman@pwc.com
Dexter Pagayonan dexter.pagayonan@pwc.com	Novie Mulyono novie.mulyono@pwc.com	William Christopher william.christopher@pwc.com
Enna Budiman enna.budiman@pwc.com	Oki Octabiyanto oki.octabiyanto@pwc.com	Yessy Anggraini yessy.anggraini@pwc.com
Esa Perdana esa.perdana@pwc.com	Omar Abdulkadir omar.abdulkadir@pwc.com	Yuliana Kurniadjaja yuliana.kurniadjaja@pwc.com
Gadis Nurhidayah gadis.nurhidayah@pwc.com	Otto Sumaryoto otto.sumaryoto@pwc.com	Yunita Wahadaniah yunita.wahadaniah@pwc.com

www.pwc.com/id

PwC Indonesia

@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2025 PwC Tax Indonesia. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.